

屋外広告物条例における規制地域の指定（案）

都市・まちづくり課

1 改正の理由及び内容

伊那市が来年度独自の屋外広告物条例を施行するのに伴い、既に独自条例を施行している駒ヶ根市、飯島町を含め、伊那谷の優れた景観を展望できる幹線道路について、路線として調和のとれた屋外広告物の誘導を行い、景観育成を進めるため、屋外広告物施行規則を改正し規制地域の指定を行います。

	規制内容	範囲	対象町村	備考
伊那広域農道	許可地域 (広告物の設置に許可を要する)	両側各 50m 展望できる範囲	・辰野町 ・箕輪町 ・南箕輪村 ・宮田村	
伊駒アルプスロード	禁止地域 (原則、広告物の設置を禁止する)	両側各 100m 展望できる範囲	・宮田村	指定及び施行は用地買収後 (令和4年度以降)

2 施行予定期日

令和4年6月1日